

## お見積りに関する注意事項

- ・ 低圧電力（動力）のお見積りは、プランビーエナジーで行います。  
見積り依頼フォームまたは見積り依頼書をご提出ください。  
見積りには電灯と動力それぞれの契約容量、使用量の内訳の情報（1年分）が必要です。検針票のコピーをご提出いただくか、データにて提出いただいても結構です。  
ご提出いただいた検針票の期間における使用料金から、2017年11月時点の各一般電気事業者の基本料金および従量料金に対して、プランビーエナジーに切り換えた場合の料金を提示します。  
なお、契約電力が3キロワット以上、年間負荷率が15%内を受付条件とさせていただきます。年間負荷率の計算方法は、動力コース約款をご参照ください。  
ご契約の際は、電灯との同時お申込となります。  
また、お見積もりには1～2週間いただく場合がございますので予めご了承ください。
- ・ お見積もりを依頼いただきます段階で、以下の2事項について同意いただきますことを前提としておりますので、ご確認いただき、ご不明な点がございましたら本書類をお渡しさせていただきます取次店へご連絡ください。
  - 1) 反社会的勢力ではないことの表明・確約について
  - 2) 個人情報保護方針（別紙）

以上

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約について

1. お客様（法人格含む）が、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約していただきます。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 各県の暴力団排除条例（以下「条例」という。）に規定される公表を受け、その後条例を遵守していないと認められる者

- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他暴力団事務所に入出入りするなど(1)から(5)のいずれかに準ずる者

2. お客様（法人格含む）が、自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれの行為も行わないことを表明、確約していただきます。

- (1) 脅迫的な言動又は暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を棄損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- (5) 貴社が管理する施設への来訪者その他滞在する者に対する迷惑行為
- (6) その他(1)から(5)に準ずる行為

3. お客様（法人格含む）が、上記のいずれかに反したと認められることが判明した場合又はこの表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合、若しくは契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものとなるものであることが判明した場合は、催告することなくこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また、プランビーエナジーおよび取次店等に対して、違約金、損害賠償、損失補償、原状回復、その他名目を問わず一切の請求をしないこと、および、取引の停止又は解約により損害が生じた場合は、一切をお客様（法人格含む）の責任とすることを表明、確約していただきます。

以上